

【 画像診断 】

２６７ コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の算定について

《令和６年７月３１日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対するＥ２００ コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 乳癌
 - (2) 乳癌の術前
 - (3) 化学療法後
 - (4) 四肢悪性腫瘍疑い
 - (5) 単純撮影のない虫垂炎（初診時）
 - (6) 単純撮影のない肺炎疑い（初診時）
 - (7) 内視鏡検査のない大腸癌疑い
 - (8) 内視鏡検査のない胃癌疑い
- ② 次の傷病名に対するＥ２００ コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 気管支炎
 - (2) 単純撮影のない急性胃炎（初診時）

○ 取扱いを作成した根拠等

①に掲げる傷病名等に対するコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）は、これら傷病名等の診断、評価に対し、レントゲン撮影より精度の高い検査として、また腸閉塞や消化管狭窄など内視鏡検査不可能な場合等において有用である。

以上のことから、①に掲げる傷病名等に対する コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の算定は、原則として認められると判断した。

一方、②に掲げる傷病名に対しては、その有用性は低く、原則として認められないと判断した。